

吳 (二七八) 安永十年正月 緑野郡下日野村役人の公用覚帳 (C)

〔後略〕 安永十年正月吉日

御公用覚帳

小此木吉右衛門

(中略)

四月九日 一宗門御改ニ、来十二日下日野村江、御役人差越可申候段被、仰候

同日 一金左衛門殿御忌中之段申上候

四月九日 一金井金藏寺参候、右者今度、東叡山御触ニ付、天台宗寺、御改

ニ付、金藏寺当六年以前、御改之通、帳面持参申候、金藏寺除

地と有之ニ付、相改申候所、毎々帳面も有之候間、其通取

形いたし遣し申候

十一日 一宗門御改十二日ニ付、そうし、等いたし候

四月十二日宗門御改 高橋小右衛門様

堀越郡之助様 供人恋人

右者金井村御改、夫方此方江、御移り被遊候、折節雨天ニ而速

惑、夜ニ入日形相済申候上、金井組孫七いつ方参候子共、名

代ニ遣候、右ニ付相改候へ者、金藏寺御頼付申候ニ付、其分

いたし候、翌十三日、上日野村江御移り被遊候、御届ケニ吉

右衛門・弁八、兩人罷出候

御用殿野取人足 人足三拾五人

四月十五日 上日野村江 西まかふ

十六日 同 あり人足三人

同日 同 東まかふ

同日 同 いのた組

同日 同 中倉組

同日 同 印地組

十六日 あり人足 七人

金井組

四月十四日 一九百文

同日 一式百文

同日 一八拾文

同日 四斗樽一ツ

四月十五日、弁藏・七太郎、御役所江罷出候、右者宗門御改、

首尾相済候御届ケ

同日 一丈右衛門御未進之義、早速上納いたし候様ニ、繁八様方被仰

出候 一御用殿塩、大俵四俵被遊候、請取白田幸八様差上候

同日 一御用殿野取、両日野村方、八拾老人参候、改人房右衛門被参

候 一十六日、濱申候

一十八日、蕨野取之処、雨天ニ付、十九日参候、改人金左衛門・

利右衛門被参候、并天明と年号改元也

一金井 hands 参候、太右衛門、利兵衛、京都江御供ニ而参候処、

道中ニ而相煩、金老兩拜借仕候由、右御金御代官様御取かへ

ニ付、一両日之内上納いたし候様ニ、被仰遣候、下日野村步

人ニ候間、吉右衛門方金老兩請取、上納いたし候様ニ被

仰遣候段申参候、右ニ付、金井江返事遣し申候、当年歩人者

正月廿一日、吉右衛門御願、二月六日新藏、御願申上候者、当

年歩人ニ者、塩方罷出候居候与八仕度、御願申上候処、

被仰付候、利兵衛、義御仲間国頭ニ而もいたし候哉と、

太左衛門江申候所、江戸表方願、不参候段挨拶ニ付、御願不

申候、此段御役所江被、仰上候様ニ、新藏方江申遣し候

一廿日、御用殿濱仕廻申候 一廿二日、吉右衛門御役所江罷出候、右者条右衛門御未進之義、

今度、御願書申候、文言下書別ニ有 一金七両弍分

(後略)